



PRESS RELEASE

味の素株式会社 グローバルコミュニケーション部
〒104-8315 東京都中央区京橋1-15-1

2023年2月27日

グルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関する ドイツ特許権侵害訴訟 CJグループによる和解金支払いにより終結

味の素株式会社(社長：藤江 太郎 本社：東京都中央区)は、グルタミン酸ナトリウム製品をドイツに輸入・販売する、韓国のCJ CheilJedang社(シージェイ チェイルジェダン社 CEO：チョイ ウンスク 本社：韓国ソウル特別市)およびその傘下企業2社の3社(以下CJグループ)を被告として2016年8月1日(現地時間)にデュッセルドルフ地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起していましたが、この度、CJグループとの和解条件の合意に至りました。当社はCJグループより和解金を受領し、これに伴い本訴訟を取り下げました。

これにより、2016年にCJグループに対して提起していた特許権侵害訴訟はすべて和解により終結しました。

訴訟順	内容	訴訟国	訴訟開始	結果	和解成立
1	飼料用アミノ酸	米国	2016年5月	当社が和解金を受領し、 訴訟取り下げ	2022年3月
2		ドイツ			2022年11月
3	グルタミン酸	日本	2016年8月		2022年5月
4	ナトリウム	ドイツ	2022年12月		

味の素グループは、100年以上にわたるアミノ酸研究で培った知見と技術を活かし、健康課題解決にさらに貢献できるよう、研究を継続していきます。特許権はじめ知的財産権の侵害はこのような研究の努力を阻害するものと考えており、引き続きその権利を守るため正当な法的保護を求めていく考えです。

参考

2022年3月9日付プレスリリース

飼料用アミノ酸製品の製造方法に関する米国特許権侵害訴訟 CJグループによる和解金支払いにより終結

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/presscenter/press/detail/2022_03_09_01.html

2022年5月31日付プレスリリース

グルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関する日本特許権侵害訴訟 シージェイジャパン社による和解金支払いにより終結

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/presscenter/press/detail/2022_05_31.html

2023年1月17日付プレスリリース

飼料用アミノ酸製品の製造方法に関するドイツ特許権侵害訴訟 CJグループによる和解金支払いにより終結

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/presscenter/press/detail/2023_01_17.html

味の素グループは、“アミノ酸のはたらき”で食習慣や高齢化に伴う課題を解決し、人々のウェルネスを共創する、食と健康の課題解決企業を目指しています。

私たちは、“Eat Well, Live Well.”をコーポレートメッセージに、アミノ酸が持つ可能性を科学的に追求し、事業を通じて地域や社会とともに新しい価値を創出することで、さらなる成長を実現してまいります。

味の素グループの2019年度の売上高は1兆1,000億円。世界35の国・地域を拠点に置き、商品を販売している国・地域は130以上にのびます(2020年現在)。詳しくは、www.ajinomoto.co.jpをご覧ください。

本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先：Pr_media